

歴史的公文書の利用請求の規定について

1 他自治体の状況

	規定状況	自治体例
パターン 1	公文書の利用請求については情報公開条例に規定し、歴史的公文書の利用請求については公文書管理条例に規定している。	世田谷区
パターン 2	情報公開条例に、公文書と歴史的公文書の両方の利用請求について規定しており、非公開情報等は公文書と歴史的公文書で相違がなく、時の経過を考慮する旨の規定もない。	豊島区
パターン 3	情報公開条例に、公文書と歴史的公文書の両方の利用請求について規定しているが、非公開情報等は公文書と歴史的公文書で異なっており、歴史的公文書の公開に当たっては、時の経過を考慮する旨を規定している。	豊田市

2 本区の方向性（案）

パターン 3 で実施すれば、非公開情報、時の経過の考慮及び著作権法との関係における懸念を解消できるため、情報公開条例に、歴史的公文書の利用請求の規定を設けることとしたい。

その際、時の経過を考慮する旨の規定は、個人に関する情報だけでなく、歴史的公文書の利用請求におけるすべての非公開情報（法人情報や事務事業情報等）において考慮する規定としたい。

さらに、公文書管理法第 17 条及び第 18 条と同様、本人情報の取扱い及び第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する規定も設けることとしたい。